

地震により休業している事業主・労働者の皆様へ

～休業や一時離職する場合の給付金のお知らせ～

① 熊本県内の事業所が地震により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

地震の時点で熊本県内の事業所で勤務していた方が、災害により休業した場合や一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含みます）は、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- 熊本県内の事業所が災害により、休止・廃止した場合が対象です。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。）

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

地震に伴う「経済上の理由」により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に休業手当を支払った場合、雇用調整助成金を利用できます（熊本地震の影響による休業であれば熊本県以外の事業所でも利用できます）。

- 労働者に支払った休業手当相当額の2/3（中小企業の場合）を助成します。
- 地震に伴う「経済上の理由」とは、例えば次のような場合が該当します
 - ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない場合
 - ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
 - ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
 - ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
 - ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面へご相談ください。

滋賀労働局管内ハローワーク一覧表

① 事業所が地震により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特例措置】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
滋賀労働局職業安定部 職業安定課	〒520-0051 大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル3階	077-526-8609
ハローワーク大津	〒520-0043 大津市中央四丁目6-52	077-522-3773
ハローワーク高島 (出張所)	〒520-1214 高島市安曇川町末広四丁目37	0740-32-0047
ハローワーク長浜	〒526-0032 長浜市南高田町辻村110	0749-62-2030
ハローワーク彦根	〒522-0054 彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎1階	0749-22-2500
ハローワーク東近江	〒527-0023 東近江市八日市緑町11-19	0748-22-1020
ハローワーク甲賀	〒528-0031 甲賀市水口町本町三丁目1-16	0748-62-0651
ハローワーク草津	〒525-0027 草津市野村五丁目17-1	077-562-3720

②地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
滋賀労働局職業安定部 職業対策課助成金コー ナー	〒520-0051 大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル8階	077-526-8251

※下記アドレスより、滋賀労働局HPへアクセスできます。

(Shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp)